

お知らせ

まちづくり委員会※から提言を受けました

1月21日(木)、未来の長浜市を創造するまちづくり委員会（下坂幸正会長）は、市民が主体となった自律と協働のまちづくりへつなげるための意見をまとめ、川島市長に提言しました。

委員会では、6つの分科会に分かれて5～8回にわたり会議を開き、活発な意見交換や精力的な議論をもとに提言書を策定されました。

分科会ごとの主な意見は次のとおりです。



1月21日、市長に提言書を
手渡す下坂幸正会長（左）

※まちづくり委員会

正式名称は、「未来の長浜市を創造するまちづくり委員会」。合併後の長浜市のまちづくりについて議論し、市民が主体となった自律と協働のまちづくりへとつなげる意見を市長へ提言するための委員会。1市6町議会議員と住民代表の合計72人で構成。

分科会からの意見のポイント！

産業分科会では
定住人口の増加・維持のため、既存の様々な産業や企業を守り育てつつ、新たな産業についても第1次から第3次産業までバランスよく育成させることが課題である。

自然生活分科会では
環境教育などの実施により行政主体から住民主体への意識改革を進めつつ、NPOなどの民間団体の育成を図りながら長期的な観点から住むことが誇りとなる環境共生・循環型社会づくりを進めていくことが重要である。

教育文化分科会では
子どもたち、一人ひとりの人間性を育てていく教育内容の充実への取り組みを！特に、道徳心、礼儀、我慢する力、子どもの目線に立った個性、学力を伸ばすことや人の優しさを大切に
する知性、道徳性を育む教育、英語教育の充実等が重要である。

保健福祉医療分科会では
保健医療体制の充実を図ることが重要である。
○住民の声を反映した一時救急医療体制の充実
○予防のための医療を充実させること
○在宅医療、介護の支援と、若い母親世代への教育

都市基盤分科会では
「公共交通機関の確保」に取り組んで欲しいが、市域の広域化と少子高齢化、投資の効果や交通弱者への配慮など検討事項は多く、今後取り組むべき課題である。またインフラ整備の面では、市民密着の安心安全な道づくりといった、安全性向上に重点をおいた施策展開を図る必要がある。

住民自治・行財政分科会では
市民と行政が互いに連携し、地域的な視点に立った行財政改革を進め、地域の課題を共有し、受けとめ、一丸となって動くことが大切であることから、「地域づくり協議会」の充実が必要である。

屋外広告物の許可等の受付窓口が変わります

長浜市は、平成22年4月1日から、屋外広告物の表示等の許可や違反広告物の除却等の事務について滋賀県から権限移譲を受けます。

このため、現在、滋賀県長浜土木事務所および木之本土木事務所に提出いただいています屋外広告物許可申請等については、**4月1日以降は長浜市都市計画課に提出いただくことになります。**

なお、長浜市内で屋外広告物の表示等をする場合は、滋賀県屋外広告物条例が適用されるため、これまでの規制基準に変更はありません。

長浜市では、長浜らしさあふれる景観づくりに取り組んでいます。良好な景観を形成する重要な要素となる屋外広告物のルールづくりについても、今後取り組みをすすめていきます。

※屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます（屋外広告物法第2条第1項）

問 都市計画課都市デザイングループ（☎6562）

TOPICS

2月14日(日)は、
長浜市長選挙および長浜市議会議員増員選挙の投票日です

投票時間は午前7時から午後8時まで
(一部の投票所では、投票時間の繰上げあり)

お住まいの地域	市長選挙	市議会議員増員選挙		期日前投票場所 2月8日（月）～13日（土） 午前8時30分～午後8時
			定数	
長浜地域	○	—	—	本庁、浅井・びわ支所
浅井地域	○	○	1人	虎姫支所
びわ地域	○	○	1人	湖北支所
虎姫地域	○	○	1人	高月支所
湖北地域	○	○	1人	木之本支所
高月地域	○	○	1人	余呉支所
木之本地域	○	○	1人	西浅井支所
余呉地域	○	○	1人	
西浅井地域	○	○	1人	

【投票できる人】

市長選挙および市議会議員増員選挙ともに次の要件に該当し、選挙人名簿に登録されている人です。

住所要件	平成21年11月6日以前に転入届がなされ、引き続き3か月以上長浜市（合併前の6町を含む）に住んでいる人
年齢要件	平成2年2月15日以前に生まれた人

※投票日まで市外に転出された場合は、投票できません。

【投票できる場所】

選挙	投票場所
市長選挙	1月13日現在の住所地の投票所
市議会議員増員選挙	転居手続きをされた人は注意してください。 ①合併前の6町内および6町間での転居 1月13日までに転居手続きをした人は、新しい住所地の投票区・投票所 1月14日以降に転居手続きをした人は、前の住所地の投票区・投票所 ②合併前の長浜市から6町へ転居 1月13日までに転居手続きをした人は、新しい住所地の投票区・投票所 1月14日以降に転居手続きをした人は、投票できません。 ③合併前の6町から長浜市への転居 1月13日までに転居手続きをした人は、投票できません。 1月14日以降に転居手続きをした人は、前の住所地の投票区・投票所

《2月初旬送付の投票所入場整理券でよく確認してください》

※開票所（市長および市議会議員増員選挙）は、木之本地域以外は従前と変更ありません。木之本地域は木之本運動広場体育館。午後9時15分開票開始予定。

開票速報は市ホームページをご覧ください。ホームページアドレス<http://www.city.nagahama.shiga.jp>

選挙についてのお問合せは市選挙管理委員会（☎6503）へ